

令和2年第1回八雲町議会定例会会議録（第2号）

令和2年3月13日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から議案第9号まで、議案第12号、議案第14号及び議案第15号
(令和2年度各会計予算及び関連付託議案)
(予算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第10号 八雲町監査委員条例及び八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第11号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第13号 八雲町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第16号 八雲町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第17号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第18号 八雲町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第19号 八雲町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第20号 八雲町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第23号 工事委託に関する協定の変更協定の締結について
- 日程第12 議案第24号 指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第25号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第26号 町道路線の認定について
- 日程第15 議案第27号 町道路線の認定について
- 日程第16 同意第 1号 八雲町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）
- 日程第19 報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）
- 日程第20 発委第 1号 「民族共生の未来を切り開く」決議
- 日程第21 発議第 1号 大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書
- 日程第22 発議第 2号 IR誘致に伴う疑惑解明と実施中止を求める意見書
- 日程第23 発議第 3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第24 発議第 4号 国民健康保険のペナルティ導入に反対する意見書
- 日程第25 発議第 5号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書

日程第26 発議第6号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める
意見書

日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（14名）

2番	関口正博君	3番	佐藤智子君
4番	横田喜世志君	5番	斎藤實君
6番	大久保建一君	7番	赤井睦美君
9番	三澤公雄君	10番	田中裕君
11番	牧野仁君	12番	安藤辰行君
13番	宮本雅晴君	14番	千葉隆君
副議長	15番 黒島竹満君	議長	16番 能登谷正人君

○欠席議員（0名）

○欠員（2名）

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	吉 田 邦 夫 君
副 町 長	萬 谷 俊 美 君	総 務 課 長	三 澤 聡 君
政策推進課長	竹 内 友 身 君	併選挙管理委員会事務局長	阿 部 雄 一 君
財 務 課 長	川 崎 芳 則 君	新幹線推進室長	馬 着 修 一 君
住民生活課長	川 口 拓 也 君	会 計 管 理 者	戸 田 淳 君
農 林 課 長	加 藤 貴 久 君	兼 会 計 課 長	保 健 福 祉 課 長
併農業委員会事務局長	伊 藤 修 君	農 林 課 参 事	荻 本 正 君
水 産 課 長	伊 藤 修 君	商工観光労政課長	藤 牧 直 人 君
建 設 課 長	伊 藤 修 君	公園緑地推進室長	岡 島 広 幸 君
環境水道課長	田 村 春 夫 君	落 部 支 所 長	佐 藤 尚 君
教 育 長	田 中 了 治 君	学 校 教 育 課 長	石 坂 浩 太 郎 君
		社 会 教 育 課 長	
学校教育課参事	齊 藤 精 克 君	兼 図 書 館 長	佐 藤 真 理 子 君
		郷 土 資 料 館 長	
体 育 課 長	三 坂 亮 司 君	町 史 編 さん 室 長	
農業委員会会長	小 林 石 男 君	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	金 浜 ゆ かり 君
監 査 委 員	千 田 健 悦 君	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	外 崎 正 廣 君
総合病院庶務課長	竹 内 伸 大 君	総 合 病 院 事 務 長	成 田 耕 治 君
総合病院医事課長	石 黒 陽 子 君	総 合 病 院 庶 務 課 参 事	佐 々 木 裕 一 君
消 防 長	大 淵 聡 君	総 合 病 院 地 域 医 療 連 携 課 長	加 藤 孝 子 君
八雲消防署庶務課長	高 橋 朗 君	八 雲 消 防 署 長	伊 丸 岡 徹 君
八雲消防署警防救急課長	堤 口 信 君	八 雲 消 防 署 消 防 課 長	今 村 幸 一 君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	野 口 義 人 君	住 民 サ ー ビ ス 課 長	北 川 正 敏 君
兼熊石教育事務所長			
産 業 課 長	吉 田 一 久 君	熊 石 消 防 署 長	荒 谷 佳 弘 君
海洋深層水推進室長			
熊石国保病院事務長	福 原 光 一 君		

○出席事務局職員

事 務 局 長	井 口 貴 光 君	併議会事務局次長	成 田 真 介 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶 務 係 長	松 田 力 君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） おはようございます。
ただいまの出席議員は14名です。
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に斎藤實君と千葉隆君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより、局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（井口貴光君） おはようございます。ご報告いたします。
本日の会議に、予算特別委員会に付託をした令和2年度各会計予算及び関連議案の審査報告書が提出されております。また、町長より報告1件が追加提出されております。
このほかに、文教厚生常任委員会より決議案1件、議員発議による意見書6件、議会運営委員会より閉会中の継続調査申出書が提出されております。以上でございます。

◎ 日程第2 議案第1号から議案第9号、議案第12号、議案第14号及び議案第15号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2、議案第1号から議案第9号まで、議案第12号、議案第14号及び議案第15号の各案を、一括議題といたします。
本件は、かねて審査を付託しておりました、予算特別委員会からの報告を受けて、議題とするものであります。
報告書は、お手元に配付のとおりであります。
予算特別委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。
○予算特別委員会委員長（牧野 仁君） 委員長。
○議長（能登谷正人君） 牧野委員長。
○予算特別委員会委員長（牧野 仁君） おはようございます。
予算特別委員会における審査の結果、並びに結果についてご報告いたします。当委員会去る9日の日の本会議で付託を受けた後、正副委員長互選を行い、委員長に私が、副委員長に大久保建一委員が選出されました。審査の結果につきましては、各員のご承知のとおりでありますので、省略させていただきます。
今回は新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた特別措置を行った中での審査で、ご協

力いただきましたことを、各委員、執行部の皆様に心より感謝申し上げます。

審査の結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり、各案ともそれぞれ原案とおりに可決すべきものと決定いたしました。

また報告書の付帯意見といたしまして、八雲総合病院の経営改善の取り組みに対してですが、八雲総合病院は特に内科常勤医師の慢性的な不足により極めて厳しい経営状況にある中、令和元年度、経営改善アドバイザーの導入を行い、収入面において経営改善に向けた取り組みを行ってきておりますが、令和2年度予算においては、内科常勤医師を確保した前提としながらも8億8,879万9千円の赤字予算となっております。真意においては内科常勤医師が確保できたとしても、赤字経営が避けられない実情は、まさに緊急事態であることを認識しつつも、令和2年度においては内科常勤医師の確保に加えて、経営改善アドバイザーの助言により収入面のみならず、支出の面の抑制にも取り組むことによってその成果を着実に現れることを期待し、令和2年度八雲町病院事業会計予算の審査を終われたものでございます。

八雲町総合病院においてはこの危機的な状況を早期に克服し町民に求められる病院として、今後、安定維持に向け、町長中心に一部の部分だけではなく、組織全体として確実に取り組むことを強く要請するものです。町理事者におかれましては、審査の過程で出された意見等を真摯に受け止め、事務の執行を改まりますよう申し上げます。

なお、各委員から町理事者に対し、特に申し入れすべきものと合意を見た事項について、二点申し添えます。

一つ目は、基金残高の維持に関することでございます。会期中の全員協議会においては、第2期八雲町総合計画実施計画と一般会計財政試算を示されたところであります。補助事業の関係もありますが、令和2年度は事業が集中していることから地方債の残高見込みを上昇しており中期的財政試算です。今後は基金を取り崩しての財政経営となり、令和6年度には基金は相当減少する試算となっております。計画的に持続可能なまちづくりを進めるためにも、事業の重要度と緊急性を考慮して事業費の平準化を図り、一定程度、基金を維持したかたちで財政運営に努めていただきたい。

二つ目は、新型コロナウイルスの地域経済の影響に対する対応についてでございます。世界的に感染拡大している新型コロナウイルスですが、八雲町においても地域経済に与える影響が非常に大きいものとなっております。地域経済を守るためにも八雲町として即効性のある対応をお願いいたします。

以上、申し添え予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（能登谷正人君） 委員長報告に対する質疑は議長を除く全議員が予算特別委員会委員であることから、これを省略いたします。

委員長報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものであります。

これより、各案を区分して討論を行います。

まず、議案第12号について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに、採決いたします。お諮りいたします。議案第12号について、委員長報告のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第14号について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに、採決いたします。お諮りいたします。議案第14号について、委員長報告のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第15号について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに、採決いたします。お諮りいたします。議案第15号について、委員長報告のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第1号から議案第9号まで、令和2年度各会計予算について、討論を行います。

討論はございませんか。

討論の申し出がございませんので、これより討論を行います。まず原案に反対の方の発言を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 議案第1号、一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

1款総務費の新役場庁舎整備事業 935万円は、国立病院跡地に建設することが前提の基本計画に充てられる経費です。役場改築には賛成ですが、場所については疑問があります。まちづくりの観点から、町外れに建てられるということに対し疑問がございます。また昨年行われたアンケート結果は約1,000人のうちの3割程度が国病跡と答えたのであり、それだけでは足りないと思います。もっとじっくり町民の声を聞いて、基本計画は時間をかけて進めるべきと思います。反対いたします。

次に、歳入です。歳入14款使用料及び手数料予算は各公共施設、また、ごみ・し尿処理

等の使用料手数料の収入が含まれており、消費税が 10%に上がって引き上げられて間もないときに住民への負担増大は問題があると思いますし、消費者マインドを冷やすと思いますので、反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 令和2年度予算案に賛成の立場で討論を行います。

本予算案はこれからも続くであろう人口減少と、少子高齢化の進行に歯止めをかけるべく種を蒔いてきた産業振興政策が順調に芽吹くべく配慮された予算だと思います。物足りなく感じた教育文化面での予算に対しても、審議を通じて議員各位の熱量は感じ取ってもらえたものと信じております。

また、反対討論に上がっていた、庁舎建設整備事業に至っては、全議員で組織した特別委員会において反対の意見の趣旨である、「遠いから不便」ということに関しては、報告書の中にもしっかりと対策案を盛り込んでいますし、これからの特別委員会の中の議論でも、これからも十分に議論していきますので、佐藤議員、横田議員ともに議論の輪の中に入りたい。さらに消費税の転嫁に至っては、国の領分であり町政においては如何ともしがたいことを踏まえても賛成するものが妥当と考えます。ただ一点の不安である病院の会計においては、予算委員会に付けた意見をしっかりと受け止め、議会に対しての情報共有を密にさせていただくことを強く信じて、この予算案に賛成します。以上賛成討論いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

いませんね。ほかに討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これをもって討論を終結いたします。

これより各案を区分して採決いたします。

まず、議案第1号令和2年度八雲町一般会計予算について採決いたします。この採決は起立によります。お諮りいたします。議案第1号について委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。よって議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、ただ今採決をいたしました、議案第1号を除く議案第2号から議案第9号までの8件について一括採決いたします。

諮りいたします。ただ今申し上げました、議案第2号から議案第9号までの8件について委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって議案第2号から議案第9号については委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第3、議案第10号 八雲町監査委員条例及び八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長。総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） おはようございます。

議案第10号、八雲町監査委員条例及び八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書1ページでございます。

この度の改正は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の町等の損害賠償責任の見直しに伴い、法第243条の2として、新たに条文が追加され、これまでの法第243条の2が、法第243条の2の2に条項ずれしたため、引用している箇所を改正しようとするものでございます。

それでは、条例改正の内容を、ご説明申し上げます。

第1条の八雲町監査委員条例の一部改正及び第2条の八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部改正は、それぞれ引用している該当箇所を改正しようとするものでございます。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単ですが、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 4 議案第 11 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 4、議案第 11 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長。総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 議案第 11 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書 2 ページをお開き願います。

この度の改正は、現在、地方公務員法第 31 条に基づく、職員のサービスの宣誓に関する条例において、常勤職員はサービスの宣誓に関し、任命権者または上級公務員の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、職務を行ってはならないことになってございますが、非常勤職員および臨時職員は、その対象外としているところであることから、令和 2 年 4 月 1 日からの会計年度任用職員制度の施行に合わせ、会計年度任用職員もその宣誓の対象とすることとし、また宣誓の方法について、別段の定めをすることができる旨を規定するものでございます。

会計年度任用職員制度については、昨年 12 月の第 4 回定例会において、関連条例の改正を行ったところでございますが、この度の改正については、総務省より、この宣誓条例の改正参考条例が 1 月に示されたことから、それに準じ改正を行おうとするものでございます。

それでは、条例改正の内容を、ご説明申し上げます。第 2 条は、現在、カッコ書きで除くとしております、非常勤職員および臨時職員の文言を削除し、すべての職員をサービスの宣誓を行う対象とし、かつ、第 2 項において会計年度任用職員の宣誓に関し、別段の定めをすることができる旨を規定しようとするものでございます。

具体的には、常勤職員は、任命権者等の面前において宣誓書に署名することとしておりますが、会計年度任用職員は、任命権者等の面前での宣誓書への署名を必要とせず、署名したものを提出する取扱いとするところでございます。

附則としまして、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単ですが、議案第 11 号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

○9 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9 番（三澤公雄君） ちょっと教えてもらいたいんですけども、新しく決まったこの会計年度任用職員というのは、前回の説明の中で僕は非常勤職員および臨時職員の名称が変

わった程度に思ったので、待遇面だとかが変わってないように思うんですよ。なのに新たにサービスの宣誓というのは、ましてや職員と違って町長と面と向かって宣誓するのではなくて文章でっていうのであれば、ちょっと格下扱いにもなるだろうし、何をもって今までと違った扱いにする根拠というのがちょっと分からないんですけれども。

○総務課長（三澤 聡君） 議長。総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 今までの条例においては非常勤職員、臨時職員は除くということで条例で謳っておいりすけれども、地方公務員法上でいきますと、今までの臨時職員、非常勤職員においてもですね、宣誓というところが法上、適用になるというところがありました。これまでこの部分は除いていたということで、本来的にはですね、非常勤職員、臨時職員においてもですね、宣誓書にかかる法令等を遵守しなければならないというところは同じ、いわゆる秘密を扱うような仕事をしているのは同じでありますので、今回この制度改正に合わせてですね、本来の姿というかそういう適用させるということでの改正でございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第13号

○議長（能登谷正人君） 日程第5、議案第13号 八雲町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長。総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 議案第13号、八雲町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書5ページでございます。

この度の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用している行政手続等におけ

る情報通信の技術の利用に関する法律の題名が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改称されたことと、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続きの、原則オンライン化のために必要な事項が追加され、これまでの法律名の改称及び引用している条項にずれが生じたため、引用している箇所を改正しようとするものでございます。

それでは、条例改正の内容を、ご説明申し上げます。

第6条の、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に改正しようとするものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上簡単ですが、議案第13号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 議案第16号

○議長（能登谷正人君） 日程第6、議案第16号八雲町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長。建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議案第16号八雲町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書9ページをお開き願います。

本条例は、国の政令である道路構造令が平成31年4月19日改正・公布されたことにより、道路法第30条第3項の規定に基づき八雲町の町道の構造基準を定める八雲町町道の構造の技術的基準等を定める条例を、政令改正、北海道条例改正の内容を参酌し政令基準と同基準で改正しようとするものであります。

改正の理由、すなわち、国の道路構造令の改正事由であります。近年、都市部におい

ては、自転車通行帯、いわゆる自転車レーンの設置が進み、これが自転車関連の交通事故の減少に効果があると確認されているところでもあります。これまで自転車通行帯は、道路交通法による通行空間として道路標示・標識で設定されているものでしたが、さらなる整備促進のためには、道路の構造として規定する必要があるとし、あわせ、自転車道、いわゆるサイクリングロード等の規定も整理し道路構造令を改正し、平成31年4月19日公布、同月25日から施行し、国道に適用されたものであります。道道における基準については、北海道が改正道路構造令に準じ北海道条例を令和元年10月16日改正し、施行・適用させたところでもあります。これら状況から八雲町道においても、国道、道道の構造基準に準拠し、規定すべく条例を改正しようとするものであります。

それでは、改正条例についてご説明いたします。

初めに、第4条および第6条の改正後は、第8条の2として自転車通行帯を新たに規定するため、車道および副道の車線・幅員の規定から、自転車通行帯にかかわる部分を除き規定しようとするものであります。

9ページ最下段の改正後第8条の2は、自転車通行帯の規定の新設・追加であります。第1項は、自転車通行帯すなわち自転車レーンの位置を、車道の一部としてその最も左側、自動車の停車帯がある場合は、その右側、車道と停車帯の間に設置する規定であります。議案書10ページへ続き、第2項は、通行車両だけでなく歩行者の交通量も多い場合、自転車通行帯を、位置は第1項と同じくするものの、道路標識・路面標示により自転車専用と視覚的に明確に分離する規定であります。第3項は、自転車通行帯の幅員を1.5m以上と定め、その決定にあたっては自転車の交通量によると第4項で規定します。なお、第1項、第2項、第3項の基準については、理由がある場合この限りでないと規定を設けます。

次に、第9条の規定は自転車道の規定であり、その内容は、第1項が車道の各側に、縁石、柵などで分離し設置する自転車の専用道の規定、第2項が通行車両だけでなく歩行者の交通量も多い場合で、車道の各側に、その間に街路樹、花壇などの緩衝帯を設けた自転車の専用道、いわゆるサイクリングロードのような独立した自転車道の規定で、第1項、第2項とも車道の設計が時速60km/h以上の場合としようとするものであります。

議案書11ページへお移りいただき、第10条自転車歩行者道、第11条歩道、第32条退避所、並びに、第41条小区間改築の場合の特例の改正は、先の第4条および第6条と同じく、自転車通行帯が第8条の2として新たに規定するため、各条項の規定から自転車通行帯を除くものであります。

議案書12ページをお開きいただき、附則としてこの改正条例を令和2年4月1日から施行し、これ以前に工事着手した町道の整備基準については、改正前の規定によるものとするものであります。

以上、議案第16号八雲町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいりません。質疑ございませんか。

○10 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10 番（田中 裕君） 条例等々については別に特段どうのこうのってことはないんですけども、今回我々定例会ごとに雲石峠を走ってくるわけなんですよね。それで雪解けと同時にかなり傷んでるんですよね。それでじゃあそれを国の管理する分野ですから、今ここでどうのこうのっていうことの議論はしたくないんですけども、雲石峠が大幅な改良工事もまだまだ先だと思えるんですけども、現状の道路をいかにするかということになると、やはり全面的な舗装工事ということよりないと思うんですよね。そこで、八雲町から開建等に強い要望をしてですね、全面舗装工事等を早急にというふうな強い口調のお願いを建設課としてできないものなんでしょうか。その辺の検討をちょっと各職員の方々も雲石峠通ってると思うんですけども、かなり傷み激しいですよ。建設課長としてどのようなご見識をお持ちでしょうか。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長。建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議員おっしゃるとおり、雲石峠というか 277 号線かなりやはり傷んでるなという認識は当然私も思っています。俗にいう穴が開いて、その穴埋めのパッチ処理をしたあとだらけで、ある意味走っていても、今でこそ車の性能が良くなりましたからあまり段差にこだわらなくなりましたけれども、やはりなかなかそれにおいてもですね、結構きついのかなというふうに思っています。雲石峠だけではなく国道 5 号にしろ、道道にしろですね、通常の維持管理については、口頭の部分もありますけれども、基本的な整備においてはですね、渡島総合開発期成会の陳情としてですね、八雲町だけではなく全町村一括として国なり道なりのほうに要望していますし、その都度その機関との交渉においてもですね、要望しているところであります。通常の軽微な補修については当然出先の事務所等にもこちら側から意見反映していきますので、是非とも、決してこれら整備を進めるうえでですね、こちらとしても手をこまねいているだけではなく交渉してるという姿勢でいますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○10 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10 番（田中 裕君） 国道ですから、酷暑とか酷道にならないようにですね、強く要望してですね、整備計画を図っていただけるようお願いしてですね、終わりたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 答弁はいいですね。ほかにございませんか

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第17号

○議長(能登谷正人君) 日程第7、議案第17号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議長。建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議案第17号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書13ページをお開き願います。本条例は、平成29年成立した改正民法において、債権関係の見直しが行われ、その施行が令和2年4月1日であること、および、国・総務省の行政評価・監視において、住宅困窮者の増加を踏まえた公営住宅の目的から連帯保証人制度の見直し・廃止の提起がなされたこと、その他、最近の公営住宅を取り巻く環境の変化へ対応した規定の明確化など、国土交通省から指導・助言が行われたことから、八雲町としてこれらを参酌し、所要の規定の整備を行うため既設条例の一部を改正しようとするものであります。

具体的な制度改正の概要として、はじめに、連帯保証人制度の見直し・廃止について、ご説明いたします。国は、近年の身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると、入居に際し保証人を確保することが一層困難となることが懸念される、公営住宅の目的は、住宅に困窮する低所得者への住宅供給であることから、保証人を確保できないために入居できない事態が生じないようにしていくことが肝要との考え方から、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきといたしました。

一方、八雲町における連帯保証人制度は、入居時の設定において2名の設定を要件としているものの、家賃使用料の滞納に際しては、納付指導に留まっているのが実態であり、連帯保証人に対する過度な債務請求、訴訟は行っておらず、むしろ国もその重要性を認識している緊急時の連絡先の役割が主となっている実態であります。高齢化社会が進行し、単身高齢者や年金収入のみの世帯の増加する状況を鑑みると、国・総務省が心配するように、公営住宅の入居の際に連帯保証人の確保が困難となることが懸念されます。

以上から、八雲町としては、令和2年4月1日から町営住宅の入居に際し連帯保証人を設定する制度を取りやめ、現にその制度が有効性を持っていた緊急連絡人について、届出を求める制度に改めようとするものであります。

次に、民法の改正に伴うものですが、民法が明治29年に制定されたのち、債権関係の規定は約120年間ほとんど改正がされていなかったものであり、今般、社会・経済の変化に

対応するため契約に関する規定を中心に明文化されたものであります。

町営住宅条例においては、敷金を債務返済にあてる規定、明け渡し請求者に対する請求額の算定に利用する利率に関する規定を整理しようとするもので、事務的な影響は生じないものであります。

以上、2点以外にも現状に合わせた規定の整理、改正を行おうとするもので、改正条例の内容について、ご説明申し上げます。

改正後第6条後段の変更・追加は、現在、災害に関する他の法律に規定され対応している町営住宅の入居資格の緩和について、改めて条例に規定しようとするものであります。

改正前第11条第1項第1号の前段および第3項の削除は、先程申し上げました連帯保証人制度の廃止によるものであります。これにより、改正前同条第4項以降および議案書14ページにお移りいただき、第17条において引用する第11条の条項については、改正後において繰り上げる改正であります。改正後第19条第3項の追加および第3項から項ずれとなる第4項の改正は、改正後民法第622条の2第2項の規定に合わせ、条例規定を整理しようとするもので、入居者が家賃を支払わないときなど、町は敷金をその債務の弁済に充てることができることを明記するものであります。

第20条修繕費用の負担および議案書15ページにお移りいただき、第21条入居者の費用負担義務の改正は、改正後の民法第601条および第621条の規定に合わせ、修繕に要する費用の負担区分およびその費用負担が入居者に帰する場合は、別にその内容を定めるとして規定を整理するものであります。

第41条第3項の改正は、改正後の民法第404条および第419条の規定に合わせ、明け渡し請求者に対する入居日から請求日に関わる期間における請求額の算定において用いる利率の規定を改正しようとするものであります。

改正後第51条、続き議案書16ページにお移りいただき、第65条の改正は、第11条および第19条の改正に伴う項ずれであります。

枠外の附則の規定であります。改正条例の施行期日を規定するもので、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、議案第17号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第8 議案第18号

○議長(能登谷正人君) 日程第8、議案第18号 八雲町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○地域振興課長(野口義人君) 議長。地域振興課長。

○議長(能登谷正人君) 地域振興課長。

○地域振興課長(野口義人君) 議案第18号 八雲町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書17ページをご覧ください。

本件は、民法の改正により、連帯保証人に限度額の規定が必要となり、国はこれと合わせて連帯保証人の要件が入居の支障とならないよう連帯保証人の規定を削除したことを受け、先程の町営住宅同様に現状を鑑みて入居要件から連帯保証人の規定を削除するものでございます。また、民法の一部を改正する法律に基づき、敷金を未履行の債務の弁済に充てる規定などを定めるものでございます。

それでは条例改正の内容でございますが、条例第10条、第1項、第1号から連帯保証人の制度を廃止。また、第17条は、第2項として、新たに敷金を滞納家賃等の弁済に充てられることを明文化し、それに伴う項ずれにより第2項を第3項に改め、弁済対象に損害賠償金を加えるものでございます。議案書18ページにまたぐ第18条は、修繕費用の負担について先程の町営住宅同様に改めるものであります。附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第18号八雲町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 9 議案第 19 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 9、議案第 19 号 八雲町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○公園緑地推進室長（岡島広幸君） 議長。公園緑地推進室長。

○議長（能登谷正人君） 公園緑地推進室長。

○公園緑地推進室長（岡島広幸君） 議案第 19 号八雲町都市公園条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書 19 ページとなります。本条例は、旧落部あかしや保育園跡地に整備しましたあかしや公園を都市公園以外の公園とするため、既設条例の一部を改正しようとするもので、八雲町都市公園条例第 30 条第 2 項の別表第 9 に太線枠で表示した部分を新たに加えるものであります。以上、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 議案第 20 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 10、議案第 20 号 八雲町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長。環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） 議案第 20 号、八雲町公共下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 20 ページをお願いいたします。

このたびの改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等を資格から一律に排除する規定を設けている制度について、心身の故障等の状況を個別的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定へと適正化を図る必要があることから、既設条例の一部を改正しようとする

ものであります。

改正の内容は、第8条第1項第4号アに規定されている排水設備指定工事店の指定に係る欠格事項および、第12条第2項第1号に規定されている、責任技術者の登録に係る欠格事項から、成年被後見人を削り、第8条第1項第4号エ及び第12条第2項第3号に精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を追加、現行の第8条第1項第4号エをオに繰り下げ改正するものであります。また、第12条第2項の改正に伴い、改正後は責任技術者等が、精神の機能の障害により意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、町長にその旨を届け出るものとする規定を、同条第3項に追加し、現行の第3項を第4項に繰り下げ改正するものであります。

第17条の改正は、指定工事店が変更の届出をしなければならない事項に、第8条第1項の改正内容を追加、改正しようとするものであります。附則として、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上で、簡単ではございますが、議案第20号 八雲町公共下水道条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいりません。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第11 議案第23号

○議長（能登谷正人君） 日程第11、議案第23号 工事委託に関する協定の変更協定の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長。環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） 議案第23号、工事委託に関する協定の変更協定の締結についてご説明いたします。

議案書24ページをお願いいたします。本件は平成30年第2回八雲町議会定例会において議決をいただきました、八雲町公共下水道汚水処理施設及び八雲下水浄化センターの建

設工事委託に関する協定について、工事完了に伴う事業費の精査により、協定金額に変更が生じたことから、協定の一部を変更する協定を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

この工事は、八雲下水浄化センターの水処理機械設備に係る長寿命化工事及びM I C S 施設の電気機械設備を含む建設工事であり、平成 30 年度、令和元年度の 2 か年にわたる工事として、日本下水道事業団に委託しているものでありますが、工事完了に伴う工事費の精査により、委託金額を 7 億 5,100 万円から 2,573 万円減額し、7 億 2,527 万円に変更する協定を締結しようとするものであります。なお、この変更協定につきましては、令和 2 年 2 月 10 日に下水道事業団と仮協定を結んでおりまして、本議会で議決をいただいたのち、本協定となるものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第 23 号工事委託に関する協定の変更協定の説明といたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 12 議案第 24 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12、議案第 24 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○水産課長（伊藤 修君） 議長。水産課長。

○議長（能登谷正人君） 水産課長。

○水産課長（伊藤 修君） 議案第 24 号、指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

議案書 25 ページをお開き願います。本件は平成 22 年に二海郡八雲町鉛川 456 番地 2 に設置いたしました、八雲町バイオマス利活用施設の管理運営に関する協定が、令和 2 年 3 月 31 日をもって期を迎えるため、改めて指定管理者により管理運営を行おうとすることから、地方自治法第 244 条の 2、第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

指定管理者により指定管理運営をする公の施設の名称は、八雲町バイオマス利活用施設であります。指定管理者として指定する者は、二海郡八雲町鉛川 456 番地 2、八雲町バイオサイクル協同組合代表理事、佐々木治一であります。この法人の選定にあたっては八雲町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例、第 5 条に基づき当該施設の性格、規模及び機能等から地域の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると認められたときは公募によらない指定管理者候補の選定を行うことができることから、令和 2 年 2 月 3 日開催の八雲町公の施設に係る指定管理者選定委員会において審査し、選定されたものであります。指定する期間は令和 2 年 4 月 1 日より令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

以上、議案第 24 号の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

○10 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10 番（田中 裕君） 指定管理者の指定等々にすれば今課長のほうから説明があったんですけどね、この指定管理者とする業者さんは従来やっていた業者なのかなということを確認しておきたいんですけど。同じですか。

（何か言う声あり）

○10 番（田中 裕君） そうなんですか。分かりました。答弁いりません。

○議長（能登谷正人君） 答弁いいですね。はい。ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 13 議案第 25 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 13、議案第 25 号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更に関する協議についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長。総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 議案第 25 号 渡島公平委員会を組織する地方公共団体の数の減少及び渡島公平委員会規約の変更に関する協議について、ご説明申し上げます。

議案書 26 ページでございます。本件は、渡島公平委員会の規約の変更について、地方自治法第 252 条の 7、第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

このたびの規約を変更する理由は、令和 2 年 3 月 31 日付けをもって、山越郡衛生処理組合が、渡島公平委員会を脱退することに伴い、規約の別表から団体名を削除するものでございます。附則としましてこの規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上簡単ですが、議案第 25 号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は 11 時 10 分といたします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 12 分

◎ 日程第 14 議案第 26 号

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 14、議案第 26 号 町道路線の認定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長。建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議案第 26 号町道路線の認定についてをご説明いたします。議案書 27 ページをお開き願います。

本件は、新たに八雲町町道として管理しようとする道路について、道路法第 8 条第 2 項

の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

概要説明書の5ページの別紙1の位置図をご覧ください。この度の認定対象路線は、道道八雲厚沢部線の改良事業に伴い、道路の線形変更に伴い道道としては不要となった部分であります。当該部分が発生した要因であります。道道八雲厚沢部線のJR函館本線を横断する踏切、落部支所側の接続部はきつい曲線となっていたことから、改良事業において道路を落部支所側へ新設・移動し、緩やかにし、令和元年度工事完了したものであります。

これにより、これまでの道路部分は道道としては、不要となったところですが、沿線に居住する住民が存在し、廃道とすることができないため、八雲町がこの道路を譲り受け、町道として管理しようとするものであります。

それでは、町道としての認定概要について説明いたします。議案書27ページにお戻り願います。

路線番号を32443、路線名を落部支所前通線とし、起点はJR踏切側の落部887番地2地先とし、終点は入沢地区側の落部887番地1地先であり、道路延長は138.40m、道路幅員は5.0mであります。

以上、議案第26号町道路線の認定についての説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） これちょっと関係ないかもしれませんが。道路変更に伴って今年、寒の戻りというか夏道に慣れちゃった後にまた凍っちゃったらまた、あそこ車落ちているの見てしばらく踏切交通がやりづらくなっているのをたまたま僕見たんですけども、あぁいったことって今後ないようにするよう、道路管理者のほうに何か言ってもらえないでしょうかね。あれ落部支所の前のところだし、何かちょっと配慮してもらわないと、あんな簡単に車が落ちるんだというくらい向こうに落ちちゃって、そしてそれを避けるためのJAFさんとかの動きで支障をきたすと思うんですけど、そういうこと気にしといてもらいたいなと思います。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長。建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） その事故についてはごめんなさい私ちょっと承知しておりませんが、一般的にですね、道路を整備改良したがゆえにスピードを緩めないと。逆にスピードそのままのかたちで侵入するという車両というかそういう運転手もいるということも実態でありますので、もう少し時間をおけばですね、この道路形状になれた運転というようなことも相まってそういうような事故もなくなるのではないのかなというふうには思いますが、一応道路管理者のほうにもですね、確認はしてみますが、基本的にはもう少し時間を見たいというようなことでの回答かなと思います。一応確認をさせていただくと

いうことでの回答といたします。

○議長（能登谷正人君） いいですか。

○9番（三澤公雄君） はい。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第15 議案第27号

○議長（能登谷正人君） 日程第15、議案第27号 町道路線の変更についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長。建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議案第27号町道路線の変更についてをご説明いたします。議案書28ページをお開き願います。

本件は、道路法第8条に基づく町道において、道路改良工事により現在の認定事項に変更が生じたため、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

概要説明書の6ページ別紙2の位置図をご覧ください。この度の変更認定は、先の議案第26号町道路線の認定についての要因と同じく、道道八雲厚沢部線の改良事業に伴い起点部の位置が変更となったものであります。具体的には、道道八雲厚沢部線のJR函館本線を横断する踏切へのきつい曲線部を、改良事業において道路を落部支所側へ新設移動し、緩やかにしたことにより、本町道の接続部が移動したものであり、図面上での白丸印の起点部が黒丸印へ移動したものであります。

それでは、町道としての変更認定概要について説明いたします。議案書28ページにお戻り願います。対象路線は、路線番号32119、路線名落部湯の沢線で、起点がこれまでの落部887番地地先から落部890番地3地先へ変更となるもので終点は変わらず、入沢地区側の入沢433番地地先であります。これにより道路延長が、2,773.10mから2,766.20mへ、6.90m短くなるものであります。

以上、議案第27号町道路線の変更についての説明といたします。よろしく願います。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 16 同意第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 16、同意第 1 号 八雲町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

○町長（岩村克詔君） 議長。町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 八雲町教育委員会教育長の任命に関し、同意を求めることについてご説明申し上げます。

本件は現職の田中了治教育長が、3月31日をもって退任されることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定に基づき、新たな八雲町教育委員会教育長の任命に関し議会の同意を求めるものであります。教育委員会教育長に任命をしたい方は議案書記載のとおり札幌市中央区宮の森にお住いの、土井寿彦氏で、昭和35年11月2日生まれの59歳であります。同氏は昭和58年3月札幌商科大学商学部をご卒業後、神恵内村立神恵内小学校に事務職員として勤務され、平成元年4月には北海道帯広柏葉高等学校に、平成4年6月には渡島教育局に移動。この間の平成2年の4月には中央大学法学部の通信教育課程をご卒業されております。平成8年4月から令和2年3月までは北海道教育庁において学校教育局、義務教育課主幹、学校教育局健康体育課長、総務政策局教育政策課長。新しい高校づくり推進室長、総務政策局長、学校教育監などを歴任され幅広い分野においてご活躍されております。同氏は教育行政に関する識見が高く、公正な立場で大局的判断を成し得る方で教育長として適任でありますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。よって直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって土井寿彦さんを八雲町教育委員会教育長として同意することに決定いたしました。

◎ 日程第17 諮問第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第17、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長(岩村克詔君) 議長。町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。本件は、現人権擁護委員である石川和子氏の任期が令和2年6月30日をもって満了となるため、後任者の推薦について人権擁護委員法、第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるもので、再度同氏を推薦しようとするものであります。同氏は平成26年から4月から現在まで、2期6年間にわたり人権擁護委員を務め、積極的に活動され、人格、執権ともに高く、広く社会の実情に通じた方であります。従いまして同氏を人権擁護委員の適任者として再度推薦いたしたく存じますので、議員各位のご同意をお願い申し上げ提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し直ちに採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。よって直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり適任と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって石川和子さんを人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎ 日程第18 報告第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第18、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

本件は損害賠償額の決定についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○熊石国保病院事務長(福原光一君) 議長。国保病院事務長。

○議長(能登谷正人君) 国保病院事務長。

○熊石国保病院事務長(福原光一君) 報告第1号専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書73ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告い

たします。

議案書 74 ページでございます。本件は、令和 2 年 1 月 23 日、午前 10 時 40 分頃、国保病院敷地内駐車場において、病院建物の屋根軒天部からモルタルが崩落し、外来受診で来院された患者様の駐車中の車両に当たり、その損害を与えた事故について、国家賠償法第 2 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定したものでございます。

損害賠償の額は 39 万 8,000 円、損害賠償の相手方は、二海郡八雲町熊石相沼町 203 番地桂川末勝さんでございます。

モルタル崩落箇所は、外壁面にひび割れが生じており、そこから雨水が侵入して腐食が進行したことで、モルタル片が剥離して崩落が発生したものであります。事故後、直ちに崩落箇所にバリケードを設置して、来院者および駐車車両の安全を確保して、職員により病院建物の外壁面を点検いたしました。その際、モルタルの剥離や崩落の危険性のある箇所については、モルタル片をそぎ落とすなど 措置を講じたところでございます。

今後、このようなことがないように、施設管理を徹底してまいります。この度は誠に申し訳ございませんでした。

以上、報告第 1 号専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 19 報告第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 19、報告第 2 号 専決処分の報告についてを議題といたします。本件は損害賠償額の決定についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長。建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 報告第 2 号 専決処分の報告についてをご説明いたします。

別冊議案書 1 ページであります。本件は、除雪作業業務に係り損害賠償が発生したため、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により本定例会において、報告といたしたいものであります。

2 ページをお開き願います。初めに、事故の状況であります。日時は、令和 2 年 2 月 17 日午前 5 時 30 分ごろ、場所は、町道宮園住初線の除雪した雪を一時的に溜め置いている堆雪場所、宮園町 98 番地であり、事故の状況としては、当該置場への侵入に際し、その手前両側に駐車中の車輛の間を通り抜けなければならぬ状況で、雪を押し込む際、その駐車車両の 1 台に除雪作業車の汎用装置、プラウから雪があふれ、押し付けたことによるも

ので、損害の程度は車両後部のバンパー等の損傷であり、その交換が必要となったものがあります。

以上から、民法第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するものであり、令和 2 年 3 月 5 日専決処分により決定したものであります。

損害賠償の額は、車輛の修理費相当額 19 万 6,900 円、損害賠償の相手方は、車輛の所有者である、二海郡八雲町栄浜 17 番地、逢見悟さんであります。なお、車輛の所有者は先のとおりであります。実際の車輛の使用人は、事故現場の隣接地に居住するその子であり、両者と合意のうえ、同日付で示談を交わしたところであります。

当日の気象状況および除雪作業は、前日正午過ぎからの東風による湿った降雪による 20 センチ程度の積雪があった後であり、雪が重く、交通車輛の通行量が増す時間帯が迫るなかでの事故でありました。道路区域外、一般車輛及び歩行者がない場所であっても、許されるものでないことは、充分認識しているものであります。改めて注意していきますので、ご理解の程よろしくお願ひ申し上げます。

以上、報告第 2 号専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 20 発委第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20、発委第 1 号 民族共生の未来を切り開く決議を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○7 番（赤井睦美君） 議長。赤井。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7 番（赤井睦美君） 発委第 1 号、民族共生の未来を切り開く決議について、提案説明いたします。

皆様ご承知のとおり北海道には弥生時代がなく、13 世紀頃まで縄文、擦文時代が続き、蝦夷地のアイヌの人々は狩猟や漁猟により独自の文化を形成しておりました。2019 年 4 月にはアイヌ新法が成立し、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記されています。このようなことからウポポイが開設されるこの機会に、八雲町議会も町民とともに民族共生社会を作り上げていくという決意を表明したく、決議案を提案いたしますので議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいりません。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 21 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21、発議第 1 号 大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○4 番（横田喜世志君） 議長。横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 発議第 1 号大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書について提出者を代表して、提案説明をいたします。

猛威を振るう風水害、熱波、多発する山火事など気候変動による大規模な災害が広がる中、温室効果ガス排出の実質ゼロに向けて、世界の取り組みが緊急性を増しています。

2050 年までに実質ゼロをめざして、その実現のために削減目標を引き上げる戦略の策定と、石炭火力発電所の輸出を中止する政策転換とともに、国内においても、国連環境計画が勧告する、二酸化炭素を出し続ける石炭火力発電所の建設中止、既存の石炭火力発電所を停止する日程表の作成に取り掛かるべきです。

以上国連の要請の答えた温室効果ガス実質ゼロの取り組みの強化を求めるものであります。

以上議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 2 2 発議第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22、発議第 2 号 I R 誘致に伴う疑惑解明と実施中止を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3 番（佐藤智子君） 議長。佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 発議第 2 号、I R 誘致に伴う疑惑解明と実施中止を求める意見書案について提案説明を行います。

カジノ実施法の付帯決議では収賄などの不正行為を防止し、選定の公正性・透明性を確保することとしていますが、カジノ汚職の発覚ですでに破綻しています。

国会では野党がカジノ解禁推進法、カジノ実施法の 2 法を廃止する法案を提出しました。日本社会の将来に重大な禍根を残すカジノ解禁は中止とすることを求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。本案を原案のとおりかけすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。よって本案は否決されました。

◎ 日程第 2 3 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 23、発議第 3 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長。宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について提案説明を代表して説明いたします。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、新たな過疎対策法の制定と、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、住民の生活を支えていく政策を推進するよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆さまにおかれましては、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 2 4 発議第 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 24、発議第 4 号 国民健康保険のペナルティ導入に反対する意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○4 番（横田喜世志君） 議長。横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 発議第 4 号国民健康保険のペナルティ導入に反対する意見書について提出者代表として提案説明いたします。

厚生労働省は、国保料を抑制するために一般会計から国保特別会計に独自繰入れしている市町村に対し、国保の保険者努力支援制度により国からの予算を、減額する仕組みを 2020 年度から導入しようとしています。

減額の指標は、法定外繰入だけに限られていません。特定健診・保健指導の実施率、糖尿病などの重症化予防の取り組み、個人インセンティブの提供、後発医薬品の使用割合、保険料収納率など多岐にわたるものです。

全国知事会など地方 3 団体が求めてきた国庫負担金の増額にかじを切ることこそが国の責任であり、都道府県や市町村へのペナルティともいうべき予算減額の仕組みを導入しないよう強く求めるものであります。

以上議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(能登谷正人君) 起立少数であります。よって本案は否決されました。

◎ 日程第 25 発議第 5 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 25、発議第 5 号 教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○3番(佐藤智子君) 議長。佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 発議第 5 号、教員の変形労働時間制を導入しないことを求める意見書案について提案説明を行います。

1年単位の変形労働時間制は、繁忙期に1日10時間労働まで可能とし、閑散期とあわせ平均で1日当たり8時間に収める制度です。

学校は、子どもの現状などで臨時的な対応が絶えず求められる職場です。しかし、この制度は、最低でも向こう30日間の日々の労働時間を、その初日の1ヶ月も前に決め、途中での変更が許されません。

8割の教員が、こうした制度は現実的ではないと答えています。勤務時間を超えて働いた分、別の日の勤務時間を減らすという勤務の割り振り変更も認められなくなります。

1年単位の変形労働時間制には、公立小中学校を擁する市区町村教育長も42.2%が導入に反対し、賛成は13.6%にすぎません。北海道は条例改正をせず、各高等学校でも導入しないよう求めます。

以上議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑にはいります。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議あり」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。よって本案は否決されました。

◎ 日程第26号 発議第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第26、発議第6号 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○13番（宮本雅晴君） 議長。宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13番（宮本雅晴君） 中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書について議案を説明いたします。

政府におかれては、中高年のひきこもりは、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、早急に取り組むことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出者を代表しまして、皆様にはご賛同のほどよろしく願います。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第27号 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第27、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち会議規則第73条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定されました。

◎ 町長挨拶

○議長（能登谷正人君） 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長。町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 議長から発言の許可をいただきましたので、第1回定例会が閉会するにあたり、議員皆様に対し一言お礼の挨拶のご挨拶を申し上げさせていただきたいと存じ上げます。

本定例会は3月9日を初日として17日までの9日間の会期でありましたが、今年に入ってから全国に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症流行の早期収束を図るため、国の方針や北海道の緊急事態宣言などの要請に応じて、審議を短縮する特別な取り扱いをしていただき、会期を4日残しての閉会となりました。

議長はじめ議員皆様のご配慮に心より感謝を申し上げます。また終始熱心な議論と慎重なご審議をいただき敬意を称するとともに重ねて感謝を申し上げる次第であります。

新年度一般会計をはじめとする、各会計予算、令和元年度各会計補正予算や、関連議案、人事案件等を加え提出いたしました議案等の件数は35件を数えました。

新年度一般会計、特別会計および企業会計を含めた予算総額は289億円余りの規模となりました。私にとっては町長2期3年目にあたって政策実現へ向けてのステップアップの予算案でありました。この間、予算特別委員会や議案等の審議を通していただきました、議員皆様からの貴重なご意見やご提言につきましては、真摯に受け止め新年度の予算執行ならびに今後の町政運営に活かしてまいりますので、一層のご協力をお願い申し上げます。

予算特別委員会正副委員長の責務を務めていただきました、牧野議員、大久保議員にはそのご尽力とご配慮に心から感謝を申し上げます。

議決をいただきました各会計の新年度予算は、向こう1年間の行政を推進するための経費を具現化したものでありますが、今後、国の施策や補助金等の関係から年度途中において対応しなければならないものも出てくるものと予想されております。その際には追加補正のかたちで予算措置をお願いすることになりますので、ご理解を賜りたいと存じます。ともあれ、令和2年度以降も議員皆様、町民皆様のご理解とご支援をいただき、眼下の課題を克服していかなければなりません。向こう1年職員とともにさらなる努力を傾注してまいりますのでございます。どうぞ議員各位におかれましてもご健康に十分ご留意ください。

引き続き町民の幸せと町の発展にご尽力されますことをお願い申し上げ、誠に簡単ではありますが、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際私からも令和2年度第1回定例会を閉会するに当たり一言ご挨拶を申し上げます。本定例会は世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に対し、八雲町議会としても感染拡大防止対策として一般質問を書面で行うなど特例

措置を講じた議会運営といたしました。予算特別委員会正副委員長および議員各位ならびに町理事者、関係職員の皆様には感染リスクを最小限に抑制するための議会運営に多大なご協力をいただき、無事に閉会の取り運びとなりましたことに議長として衷心よりお礼を申し上げます。

町長はじめ理事者各位におかれましては、本定例会において成立を見ました各議案の執行に当たり適切である運用を持って進められ、八雲町の発展と町民の幸せのため、一層のご尽力をされますよう、お願いを申し上げます。

終わりになりますが、退任される田中教育長をはじめ、今年度で退職を迎えられる職員の皆様におかれましては、長年にわたり八雲町の発展のためにご尽力された多大なるご功績に改めて敬意を称する次第でございます。

これから年度末を迎え、議員各位ならびに町理事者関係職員の皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康管理に十分注意され、町民の福祉向上のため、一層のご尽力を賜りますことをお願いを申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。ご苦勞様でした。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） 本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は3月17日までとしておりましたが、八雲町議会会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって令和2年八雲町議会第1回定例会を閉会いたします。

[閉会 午前11時53分]